

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

令和 7 年 7 月 18 日

自治会館本館「301 会議室」

出席者 理事本人の出席 9 名
書面による出席 7 名

開 会 午後 1 時 30 分

開 会 宣 言

田嶋総務課長補佐が開会宣言を行う。

理事長職務代理者 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 理事長職務代理者 品田副理事長】

皆さま、お疲れ様でございます。前、二階堂理事長が本年 5 月 7 日をもって退任されたことに伴い、理事長職務代理者を務めさせていただいております。微力ではありますが、誠心誠意努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本会の事業運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の国保制度の情勢においては、人口減少や団塊世代の後期高齢者医療への移行、令和 6 年 10 月の被用者保険の適用拡大により、国保の被保険者数が減少しております。また、更なる被用者保険の適用拡大を柱とした年金制度改革関連法が先月 13 日に成立し、賃金要件や企業規模要件の撤廃などが盛り込まれ、その影響として国保の被保険者数は 110 万人減少するとされております。

このような状況により、国保連合会の運営においては、国保レセプト件数の減少による手数料収入の減収により、財政運営への影響が懸念されることから、今後の動向を十分注視し、継続的な経費削減策を講じながら適切に対処することが必要と考えております。

本日の理事会は、令和 6 年度の事業及び決算報告に係る認定、並びに本年 7 月末日をもって役員任期が満了することに伴う役員の改選についてご審議いただき、第 158 回通常総会へ提出するものであります。後ほど、事務局より説明がありますので、ご審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

議 事

【議長 品田副理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしの声をいただきましたので、私から指名をさせていただきます。阿賀野市の加藤市長、建築国保組合の上野理事長のお二人に指名をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入りますが、本日提出された議決事項の(1)から(7)の7議題につきましては、先の第158回通常総会に提出する議題となりますので、ご審議をよろしくお願いします。議決事項の(1)「役員補充選任の承認について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。日頃から本会の事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、ご参集いただき重ねてお礼申し上げます。

それでは、議案内容を説明いたしますが、資料の方、大変ボリュームがあり分りにくいことから、概要版をお作りしましたので、こちらでご説明させていただきます。大変恐縮ですが「当日資料1理事会(概要版)」をお手元にご用意頂けますでしょうか。着座にて失礼します。

議決事項(1)「役員補充選任の承認について」ご説明します。2ページをお開きください。本会理事長をお努め頂いておりました二階堂新発田市長をはじめ、記載の方々のご退任に伴い、県市長会、国保組合協議会よりご推薦頂いた方々に理事を委嘱したことをご報告します。なお、委嘱年月日は承諾書を頂いた日付でございます。以上で説明を終わります。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明がありました議決事項の(1)について、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 品田副理事長】

特段ないようでありますので、それでは、議決事項(1)について原案のとおり承認し、先の通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり通常総会へ提出します。それでは、新たに理事に就任され、本日出席されている加藤理事、上野理事、須貝常務理事から一言頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

【加藤理事】

阿賀野市の加藤でございます。二階堂理事長の退任に伴い、先般理事に就任いたしました。皆さま方からのご助言を頂戴しながら、国保連合会の円滑な運営のために努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【上野理事】

こんにちは。4月1日より、新潟県建築国民健康保険組合の理事長になりました上野と申します。出身は今、水で大変苦しんでいる上越市になります。誠心誠意努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【須貝常務理事】

こんにちは。本年4月1日から、常務理事に就任いたしました須貝と申します。3月末まで、県庁の会計管理者を務めておりました。大変微力ではございますが、会の事業運営に貢献できるよう、鋭意努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【議長 品田副理事長】

有難うございました。次に、議決事項の(2)「専決処分の承認について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(2)「専決処分の承認について」ご説明します。こちらは二階堂理事長から令和7年3月17日、28日に理事長専決処分いただいた案件でございます。

①規則の一部改正の事務局組織規則は令和7年4月から情報管理課を保険者支援課に統合する組織改編によるもの、職員服務規則は令和7年4月1日施行の育児・介護休業法改正による時間外での勤務制限の対象を拡大するもの、職員の退職手当の支給に関する規則は、刑法等の改正による文言修正に伴うもの、給与規則は令和6年10月の県人事員会勧告に基づく給与表差替や手当等の改正によるものです。

②令和6年度各会計歳入歳出予算の補正は、3月末に予定外の退職者が生じたため、退職金の支払い等のため一般会計の他、各特別会計の業務勘定から役職員退職手当特別会計への繰出金の増と、繰出すための予備費の減です。特定健診特別会計の支払勘定で後期高齢者の健康診査支払額の見込み違いによる支払額の補正と、③令和7年度各会計歳入歳出予算の補正は、国の介護人材確保、職場環境改善事業を県が実施するにあたり、関係事務の県から新規受託に伴う補正と、3月末の予定外の退職による職員減を人材派遣でカバーするため、人件費を委託費とする予算組替の補正でございます。以上で説明を終わります。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明がありましたが、議決事項の(2)につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田副理事長】

特段ないようでありますので、議決事項(2)について原案のとおり承認し、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり通常総会へ提出します。次に、議決事項の(3)「令和 6 年度事業報告(案)の認定について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

3 ページをご覧ください。保険者の共同体としての責務を認識し、保険者の信頼と負託に応えるべく各種事業に取り組み、また「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき審査支払業務は審査基準の統一化、国保総合システムの更改を進めてまいりました。

※印の「審査支払機能に関する改革工程表」はこれから説明する重要事項に関連いたしますのでご説明させていただきます。これは政府の「規制改革実施計画」における審査支払業務改革として「審査結果の不合理な差異の解消」「審査支払システムの整合的かつ効率的な在り方の実現」に対応するため、令和 3 年 3 月に厚労省、国保中央会と支払基金の三者により策定された改革行程表であります。

続いて、今程の改革工程表に関連する重要事項の報告です。

一つ目の丸の「財政運営」は、令和 6 年度①経常的な収支赤字の改善、②国保中央会負担金の増額改定、③次期国保総合システムの開発負担金の財源確保に向け国保、後期高齢者医療の審査支払手数料を引上げさせていただき、厚生労働大臣の承認を得た積立計画に基づき、ICT 積立資産への積立てを行い、健全かつ安定的な財政運営と、今後予想される歳出の増加に備えた対策を講じました。

二つ目の丸は「国保総合システム等の更改について」になります。国保総合システムは、全国標準システムとして国保中央会が開発し、全国の連合会、保険者が使用している重要な基幹システムです。先程説明した「審査支払機能に関する改革工程表」に沿ってシステム更改が計画され、更改は二段階に分け実施され、第一段階は令和 6 年度に完了しました。しかし、第二段階の審査支払領域の共同利用は令和 8 年度運用開始予定でしたが、政府において始まった「医療 DX の取組との関係」や「開発財源の確保等」の課題があり、現在システムのモダン化、AI 活用の導入等を内容とする基本方針取りまとめに向け調整中であります。

次の丸の「重点事項の主な取組」では、事業計画で掲げた8つの重点事項の主なものをご説明します。「1.国保総合システムの安定稼働及び各種システムのクラウド化等に向けた適切な対応」は、国保総合システムのクラウド環境移行後の安定稼働と後期高齢者医療請求支払システムが令

和 8 年 1 月にクラウド環境に移行することから、国保中央会等と密に連携し移行準備に取り組みました。

「2.保険者が行う保健事業」への支援の、三つ目の特定健診受診率向上及び特定保健指導の実施率向上を目的とした支援事業では、民間事業者との協働による取り組みとしてナッジ理論を活用した事業と、新たに ICT を活用した事業をモデル実施し一定程度評価できる結果が出ており、今後も検証が必要と考えております。

「3.保険者ニーズを反映した共同事業の拡充及び円滑な実施」は、各保険者に共通する国保事務の一元的、共同処理により、業務と経費負担軽減を図ることを目的としております。県、各保険者と連携しニーズを反映した各種事業を推進しました。

4 ページをお開きください。「4.診療報酬等の審査及び支払業務の充実、強化」では画面審査システムの活用に加え、柔道整復療養費適正化に向け、国通知に基づき面接確認委員会を審査会に新設しました。

「5.後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営」の電算事務サポート業務では本会が有する電算関係業務の知見を活かした支援を実施しました。

「6.県受託事業の円滑な実施」は、ナッジ理論を活用した未受診者勧奨の効果検証事業等を始め各種事業で協力をさせていただきました。

「7.介護保険並びに障害者総合支援関係業務」では、給付費適正化対策事業、各種共同処理事業及びケアプランデータ連携システム等の推進に努めました。

「8.人材育成推進とコンプライアンス徹底」では本会理念の実現に向け、人材育成の推進として、関係団体への職員派遣や各種研修への積極的な参加を実施しました。

次の丸は国民健康保険の被保険者数の状況です。令和 6 年度末、令和 7 年 3 月末時点で、被保険者数は約 39 万 2 千人、前年から約 2 万 1 千人減少しました。対前年比 94.78%、5.22%の減でした。資料には記載していませんが、これは県全体の人口減少に加え、令和 6 年 10 月からの短時間労働者の社会保険適用拡大で対象となる企業規模が変更されたことも要因と考えられます。加えて、先の通常国会にて成立した年金制度改正法では、短時間労働者の社会保険加入要件において、賃金要件は 3 年以内に、企業規模要件は令和 17 年までに撤廃されるとともに、常時 5 人以上雇用する個人事業所は、令和 11 年から新規開業の場合、社会保険加入対象となり更に国保被保険者が減少することが想定されます。

続いての「国民健康保険事業改善強化運動の推進」は国保制度の基盤強化、財政強化等に向け国保制度改善強化全国大会が地方 6 団体、全国国保組合協会との共催で毎年開催されております。昨年度は 11 月 15 日に開催され、5 ページ記載の 12 項目を決議し、大会終了後、衆参合わせ 10 名の県選出国會議員に陳情、要請を行いました。以上で簡単ではございますが、「令和 6 年度事業報告(案)」のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明のありました、議決事項の(3)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田副理事長】

特段ないようでありますので、議決事項の(3)「令和 6 年度事業報告(案)の認定」につきまして、原案のとおり決定し、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり通常総会へ提出します。次に、議決事項(4)「令和 6 年度各会計歳入歳出決算(案)の認定について」議決事項(5)「令和 6 年度財産目録(案)の認定について」一括して事務局の説明を求めます。

なお、先般監事の方から監査をしていただいておりますが、本日は監事の方が欠席されておりますので、事務局から監査結果の報告をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(4)「令和 6 年度各会計歳入歳出決算(案)について」ご説明します。6 ページをお開き下さい。初めに、本会会計の構成をご説明します。本会会計は、一般会計と 7 つの特別会計で構成され、第三者行為損害賠償求償事務、役職員退職手当の 2 つの特別会計を除く各特別会計は、各会計の事務経費を取り扱う業務勘定と、診療報酬・介護給付費等を取り扱う支払勘定があります。

支払勘定は、保険者から受領した金額をそのまま医療機関等に支払う、いわゆるトンネル勘定で、収支差引残額は基本的に発生しないため、詳細な説明は割愛させていただき、7 ページに合計金額のみ記載しています。ここでは、負担金、審査支払手数料の算出基礎となる一般会計及び各特別会計の業務勘定での決算状況①をご説明いたします。表は左から会計名、予算現額、収入・支出済額と予算現額との比較、収支差引残額とカッコ書きで単年度収支、右の主な要因に予算・決算差異の主なものを記載しています。

初めに一般会計でございます。一般会計は保険者から会費としてご負担いただいている第一種負担金が主な財源で、本会の会務運営費及び保険者の保健事業を支援する保健事業費を計上する会計です。予算現額約 4 億 5 千万円、収入済額は約 4 億 4,100 万円、支出済額は約 2 億 3,300 万円、予算現額との比較は、収入は約 930 万円の減収、支出は約 2 億 1,700 万円で、収支差引残額は約 2 億 700 万円となり、これは全額翌年度へ繰越しさせていただき、実質収支から前年度分を差し引いた単年度収支は約 210 万円の黒字でありました。令和 6 年度は収支黒字でしたが、主財源の第一種負担金は被保険者数の減少が継続すると見込まれ、それに伴い減収が続くと予測されます。主な要因は、予定していたシステム改修等が不要となり、減価償却引当資産への繰入金の減と併せて委託料も減となり、予備費充当が不要による残でございます。

続きまして、診療報酬審査支払特別会計でございます。この会計は国保の診療報酬審査支払業務、共同事務処理等の事務費勘定で、主な財源は保険者から頂く審査支払手数料等です。予算現額約 14 億 7,700 万円、これに対し収入済額・支出済額の差引残額は約 2 億 6,300 円で全額を翌年度へ繰り越しさせていただきます。単年度収支は約 520 万円の収支赤

字となりました。主な要因は共同事業での後発医薬品差額通知書など各種通知書の作成枚数を過大に見込んだことによる委託料等の減と、これによる共同事業手数料収入の減と、システム改修等が不要となり減価償却引当資産への積立金繰入の減と、保険者間調整療養費の見込み過大による諸収入の減です。歳出は育児休業者が生じたことによる人件費等の残と保険者間調整療養費の見込み過大による諸支出金の残と、予備費は充当不要による残でした。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計です。この会計は後期高齢者医療に係る審査支払業務及び、広域連合からの受託業務の事務費勘定で、主な財源は広域連合から頂く審査支払手数料等でございます。予算現額約 14 億 9,100 万円、収入済額、支出済額の差引残額は約 4,300 万円で全額翌年度に繰り越しをさせていただきます。単年度収支は約 1,800 万円の収支赤字でした。主な要因は取扱件数の見込み過大による診療報酬審査支払手数料の減、システム改修が不要となり、減価償却引当資産への積立金繰入額が減となったこと、歳出は従事者数の減と育児休業者が生じた人件費等の残とシステム運用費の減額に伴う委託料の減、診療報酬手数料の見込み過大による ICT 積立資産の残が生じたことです。

続きまして、介護保険事業関係業務特別会計です。介護保険の審査支払業務等の事務費勘定で、主な財源は介護給付費の審査支払手数料等です。予算現額は約 3 億 8,900 万円に対し収入済額、支出済額の差引残約 1 億 2 千万円で全額翌年度へ繰越しさせていただき、単年度収支は約 1 千万円の収支赤字でした。主な要因は取扱件数の見込み過大によるケアプランライセンス料の減額と、歳出はシステム改修等の不要による委託料の残と予備費充当不要による残です。

続きまして、障害者総合支援法関係業務特別会計でございます。予算現額約 8,100 万円に対し収入済額、支出済額の差引残約 950 万円は翌年度全額繰越しさせていただき、単年度収支は約 86 万円の収支赤字となりました。

続きまして、特定健診診査・特定保健指導等特別会計です。予算現額約 1 億 6,300 万円に対し、収入済額、支出済額とも約 1 億 5,600 万円で、収支差引残額、単年度収支ともに 0 円です。この会計は毎年度赤字会計で繰越金もなく、不足分を一般会計より繰入れ運営し、令和 6 年度は約 2,400 万円を繰入しております。

続きまして、第三者行為損害賠償求償事務特別会計です。予算現額約 6 千万円に対し、収入済額、支出済額とも約 5,100 万円で、収支差引残額、単年度収支ともに 0 円です。

最後の役職員退職手当特別会計は、役職員の退職手当金に係る積立及び支給する会計で、収入支出差引、単年度収支はございません。

7 ページをご覧ください。こちらは支払勘定の決算状況となります。決算状況②は支払勘定ですが、基本的に収支差引残額が生じないと先程ご説明しましたが、今回 36 万円程の差引残が発生しています。内訳は公費負担医療の支払勘定での約 1 万 6 千円の残額は指定公費で、国から概算交付され残額は翌年度に繰越し国に返還するものです。残り約 35 万円は医療機関の開設者が亡くなり、相続人が決定せず、翌年度に繰越し、相続人が決定次第支払う予定です。

6 ページで説明した業務勘定の決算状況①と支払勘定の決算状況②、決算総合計は予算現額 7,766 億 1,343 万 2 千円に対し記載の歳入・歳出合計額を差し引いた残額 6 億 4,610 万 6,686 円を全額翌年度に繰越しさせていただきます。なお、単年度収支は 3,260 万 1,551 円の収支赤字でございました。令和 5 年度決算と比較し、繰越額は約 3,200 万円減少しまし

たが、単年度収支赤字は約1億円から約 3,200 万円に縮小しております。今回の収支赤字は年度末の決算見込みに基づき ICT 積立資産への積立を行った結果、収入となる令和 7 年 3 月の診療報酬が見込みより低く生じた、若干積み過ぎたことによるもので、昨年度の赤字とは性質が異なるものです。

続きまして、令和 6 年度の手数料引上げによる具体的な影響を記載しております。令和 5 年度と 6 年度で比較し、国保、後期会計ともに収支赤字幅が大幅に縮小し、ICT 積立資産も増加し財務状況が改善しています。

続きまして、議決事項(5)「令和 6 年度財産目録(案)の認定について」ご説明します。厚労省通知に基づき法人税法上の取扱いにより積立が認められた積立資産の一覧です。表一番下段の合計額をご覧ください。令和 5 年度末保有額約 24 億 1,200 万円に対し、令和 6 年度増減により約 27 億 9,700 万円が令和 6 年度末保有額となり、前年度比較で約 3 億 8,500 万円増額しており、そのうち約 3 億 2 千万が ICT 積立資産です。積立資産は第四北越銀行本店、県庁支店と大光銀行近江支店へ自己資産比率に按分して預け入れ、管理運営をしております。

8 ページをお開き下さい。約 27 億円の積立資産の預金種別、預金額、比率を記載しております。昨年度の税制改正より洗替方式が撤廃されたことにより、1 年以上の保有が可能となったことから全体の 50%ほどを 2 年満期の国債で保有しております。

続きまして、令和 6 年度決算における実費弁償判定結果についてご説明します。国保連合会は法人税法上の公益法人等に位置付けられ、そのため、収益事業である審査支払事業等を行う場合は法人税の課税対象となります。具体的には、保険者からの委託による審査支払事業など請負業の手数料収入が、必要経費、支出を超えて剰余があれば翌年度の手数料から減額、控除するものです。

判定結果は記載のとおり令和 6 年度決算では、複式簿記上の計算で約 5 千万円減となり、剰余は発生していないと判定されたため令和 7 年度手数料から控除はないことをご報告します。なお、この判定結果について外部検査を依頼している税理士法人小川会計からも検査を受け適正である旨の報告を頂いております。

続きまして、監事の皆様にご欠席されておりますので、私から監査結果をご報告させていただきます。大変恐縮ではございますが本日の資料の付属資料 3 をお手元にご用意願います。読み上げさせていただきます。

監査報告書、国民健康保険法施行令第 23 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年度における本会の事業執行状況、以下会計歳入歳出決算並びに財産管理状況について、監事である磯田長岡市長、関口十日町市長、加藤関川村長より関係帳簿等の監査をしていただき、いずれも適正に処理されていることを認めていただきましたことをご報告します。また、会計検査報告として令和 6 年度財務諸表について、令和 7 年 6 月 6 日税理士法人小川会計から会計検査を行って頂き、財政状況並びに決算状況を適正に表示していると認められたことを併せてご報告します。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局の説明と監査報告が終わりましたが、ご質問等ございましたらご発言願います。

【櫻井理事】

令和 6 年度の各会計について一般会計から始まって役職員退職手当特別会計まで、特別会計が多数ありますが、全国の国保連合会にも同様に特別会計があるのでしょうか。これほど必要なものなのでしょうか。

【事務局 石井事務局長】

法で定められたものになり、全国の国保連合会にございます。全ての都道府県を確認したわけではないですが、そのような認識であります。

【櫻井理事】

例えば、役職員退職手当が特別会計である理由はあるのでしょうか。

【事務局 石井事務局長】

退職手当の財源は、各会計の負担金及び手数料収入であるため、各会計から退職手当特別会計へ繰り出したうえで、当該特別会計で退職金の支払い・積立て等の予算管理・会計処理をしております。

【櫻井理事】

分かりました。

【議長 品田副理事長】

他にないようでありますので、議決事項の(4)「令和 6 年度各会計歳入歳出決算(案)の認定について」議決事項の(5)「令和 6 年度財産目録(案)の認定について」の 2 議題につきまして、原案のとおり決定し、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり通常総会に提出いたします。次に、議決事項(6)「令和 7 年度各会計歳入歳出予算の補正(案)」について事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(6)「令和 7 年度各会計歳入歳出予算の補正(案)」についてご説明します。9 ページをご覧ください。一般会計を含む 8 会計、8 勘定での補正をお願いするものでございます。

主な内容として一般会計の歳入では 6 年度決算確定に伴う繰越金の減、消費税確定に伴う還付による諸収入の増、歳出での常務理事報酬改定、配置職員変更に伴う人件費の増は、県人事委員会勧告に基づく給与表改定と併せて報酬の根拠を明確化したことと、第三者行為求償事務の配置人員の所属変更に伴うものです。また、この 7 月末に予定外の職員退職による役職員退職手当特別会計への繰出金の増でございます。以下、他の特別会計においても、消費税確定に伴う支払税額の増減、職員退職に伴う退職手当特別会計への繰出しによる補正をお願いするものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(6)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田副理事長】

特段ないようでありますので、議決事項の(6)「令和 7 年度各会計歳入歳出予算の補正(案)」につきまして、原案のとおり承認し、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり通常総会に提出いたします。次に、議決事項の(7)「役員の改選(案)」について事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

10 ページをご覧ください。議決事項(7)役員の改選(案)についてご説明します。この 7 月末日で役員任期が満了することに伴い、県市長会、県町村会、国保組合協議会から記載の皆様のご推薦を頂きました。なお、学識経験者理事は堂前新潟県医師会長、須貝常務理事の再任をお願いするものです。任期は令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの 2 年間となります。以上で説明は終わります。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(7)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田副理事長】

特段ないようでありますので、議決事項の(7)「役員の改選(案)」につきまして、原案のとおり承認し、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり通常総会に提出いたします。次に、議決事項の(8)「第 158 回通常総会並びに理事会の開催日程(案)」について事務局の説明を求めます

【事務局 石井事務局長】

議決事項(8)「第 158 回通常総会並びに理事会の開催日程(案)」についてご説明します。第 158 回通常総会を 7 月 28 日午後 1 時 30 分から自治会館別館 9 階「901会議室」にて開催し、本日も審議いただいた案件をご協議いただきたく開催するものであります。加えて総会終了後、新理事による正副理事長の互選を行うため理事会を開催するものであります。以上で説明を終わります。

【議長 品田副理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(8)につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

(意見・質問等なし)

【議長 品田副理事長】

特段ないようでありますので、議決事項の(8)「第 158 回通常総会並びに理事会の開催日程(案)」につきまして、原案のとおり開催することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 品田副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。続きまして「その他」となりますが、何かありますでしょうか。

【事務局 石井事務局長】

国保中央会から「国保総合システムの更改の状況について(報告)」報告がありましたのでご報告します。右上に当日資料 2 とある「国保総合システムの更改の状況について」をご用意頂き 1 ページをお開き下さい。

本会の 2 月の理事会、総会では令和 7 年 1 月 31 日付で中央会より提供された情報をご報告しましたが、今回は 7 月 7 日付け中央会からの報告となります。

先程ご承認いただいた事業報告と重複する部分がありますが、要約しますと 1 と 2 は前回と同じ内容です。3 は前は「具体的作業に入れていない状況で、国保中央会から厚生労働省へ基本的な考え方を伝え、今後の進め方を相談している」とのことでしたが、今回は「三者で課題を検討したうえで開発に取り組むこと」として 4 で国保中央会として国保総合システム更改の第 2 段階の開発に当たっては、①国庫補助をできるだけ確保し負担可能な額となること、②連合会から保険者への提供するサービスレベルの維持、向上を確保すること、③システムの保守運用費を低減すること、この 3 点を実現する観点に立って「システムのモダン化、いわゆる最新技術、運用モデルに刷新する取り組みの実施」や「AI 活用」等を内容とする基本方針の取りまとめに向け調整を進めているとのこと。

いずれにしても、保険者さん、広域連合さんのご理解を得ることが重要であり、特に①の国庫補助獲得は、市長会さん、町村会さんを始めとする地方 6 団体と全国国保組合協会さんのご理解とご協力を頂きながら進めてまいります。以上で報告を終わります。

【議長 品田副理事長】

只今の事務局からの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

【櫻井理事】

ガバメントクラウドを政府が進めており、大きな保険者は対応可能かと思いますが、町村は予定金額よりかかるということで四苦八苦しています。原因の一つに、サーバー等がアメリカに大幅に依存していることがあります。こちらの ICT 化についても懸念はありますか。

【事務局 石井事務局長】

全てアメリカ企業のクラウド業者に契約しているので同様の状況です。別の部分、例えば各システムにある共通基盤の統合などで安価に抑えるように工夫はしていますが、懸念はあると思われます。

【櫻井理事】

分かりました。

【議長 品田副理事長】

その他、何かありますかでしょうか。

(意見・質問等なし)

【議長 品田副理事長】

特にないようでありますので、以上をもちまして、全議案の審議が終了いたしました。折角の機会でございますので、皆様から他に何かございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 品田副理事長】

ないようでありますので、以上をもちまして、議事を終了いたします。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。大変、有難うございました。

閉 会

閉会 午後 2 時 15 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 7 年 9 月 25 日

議 長

加藤 宏夫 

令和 7 年 9 月 19 日

署名理事

加藤 博幸 

令和 7 年 9 月 16 日

署名理事

上野 喜浩 